

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。（一定の取組にかかる費用は控除の対象にはなりません。）

※特定一般医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（※）を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※下記の「保管が必要な書類」の項目をご確認ください。

(2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

2 特定一般医薬品等購入費の明細

(1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。一つの支払先で複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3) 「支払った医療品購入費」欄

購入した医薬品の購入金額を記入します。一つの支払先で複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

(4) 「(3)のうち保険金などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名等を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

領収書の表示例	
住民税薬局	
大田店 TEL××××・	
東京都大田区*****	
■領収書■	
2021年〇月〇日 12:00	
★カゼイEX	¥1,210
スツクヤ60	¥770
ハンドソープ	¥275
★シンコク胃腸薬	¥880
小計 4点	¥3,135
合計	¥3,135
内消費税	¥285
お預り	¥4,000
お釣り	¥865
★印はセルフメディケーション税制対象商品です。	

記入例	(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った医薬品購入費	(4) 保険金などで補てんされる金額
	住民税薬局	カゼイEX、シンコク胃腸薬	2,090	
	■■ドラッグストア	〇〇、〇〇	13,753	
	〃	▲▲、▲▲		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

提出が必要な書類

- この「セルフメディケーション税制の明細書」

保管が必要な書類

※原則提出不要

- 適用を受ける年分において「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」

①氏名②取組を行った年③事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名の記載があるものに限り、たとえば次の書類です。

- ◎インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
- ◎市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ◎職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。）
- ◎特定健康診査の領収書又は結果通知表
「特定健康診査」という名称又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。
- ◎人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表
「勤務先（会社等）名称」又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。（市区町村の健康診断は含まれません）

※上記の書類は、明細書の記載内容を確認するために提出又は提示いただく場合がありますので、5年間保管してください。また、必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

重要なお知らせ

平成30年度（平成29年分の所得）の特別区民税・都民税の申告（以下住民税の申告）から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。また、令和4年度（令和3年分の所得）の住民税申告から、「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付は不要となりました。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、区役所が「領収書」および「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の提示又は提出を求める場合がありますので、これらの書類はご自宅等で5年間保管してください。

※領収書については、令和2年度（平成31年分の所得）の住民税の申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

※令和3年度（令和2年分の所得）の住民税申告までは、「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付又は提示が必要です。

